

# 宇美町骨髓等移植ドナー助成事業

未来をつくる。いのちを想う力。を応援します。

白血病などの血液疾患に有効な治療法として、骨髓移植や末梢血(まっしょうけつ)幹細胞移植がありますが、この治療法には骨髓や末梢血幹細胞を提供していただけるドナーが不可欠です。

移植を必要としている患者さんが骨髓バンクにドナー登録をした方からの移植を希望しても、白血球の型が一致して実際に移植に至る患者は、その6割弱といわれています。

ひとりでも多くの方にドナーとして登録していただき、適合ドナーとなられた場合には、骨髓等を提供するために必要な休暇、休業による経済的負担を軽減するための助成金を交付します。

## ◆助成対象者◆ 以下のすべてに該当する方

- (1)・公益財団法人日本骨髓バンクが実施する、骨髓バンク事業にドナー登録を行い、令和5年4月1日以降に骨髓等を提供した方  
・令和5年4月1日以降に骨髓等の提供に係る最終同意を行った後に、提供者の自己都合以外の理由により提供が中止となった方
- (2)骨髓等の提供した日または最終同意後に自己都合以外で中止した日に宇美町に住所を有する方
- (3)・ドナー休暇制度を導入していない企業に勤務している方 ・個人事業主の方
- (4)他の地方公共団体から助成金に相当する補助金、その他これらに類するものの交付を受けていない方

## ◆申請期限◆

退院した日の翌日  
または、中止した  
日から1年以内

## ◆助成金額◆

骨髓等の提供のための通院・入院等

◇1日あたり **2万円**

◇1回の提供につき **20万円**  
最大10日間

※骨髓ドナー休暇制度、休日を利用した日数は除きます。

- ◆対象となる通院、入院等
  - ・健康診断のための通院
  - ・自己血採血のための通院
  - ・骨髓採取のための入院
  - ・その他骨髓等の提供に関し、骨髓バンクが必要と認めるもの

詳しくは 健康福祉課 健康長寿係まで ☎934-2243